

# スプレー缶・カセットガスボンベ類の 出し方を再確認してください！

11月上旬に栃木地域内で、1月上旬に都賀地域内で、ごみ収集車の火災が発生しました。

その原因として、穴を開けられていないスプレー缶類のガスが、収集車の中に充満し、作業中に発生する静電気などで発火したことが考えられます。

今回は、幸いにもけが人はいませんでしたが、一歩間違えれば大惨事になりかねません。安全に、かつ円滑に収集作業が行なえるよう、以下の3点を必ず守って出してください。

① 中味を使い切って、  
穴を2か所以上開けましょう

② マジックなどで、  
穴のまわりを丸で囲みましょう

③ スプレー缶類だけを、他の  
ごみと混ぜないで、透明か半  
透明の袋に入れ、自治会名と氏  
名を書いて『もやさないごみ』  
の日に出しましょう



# 回覧

## 「栃木市をきれいで住みよいまちにする条例」 が施行されています

### 背景・目的



栃木市では、「栃木市をきれいで住みよいまちにする条例」を平成25年4月1日から施行いたしました。

条例の内容は、市民、事業者、土地建物所有者のみなさんについて、ごみの適正処理、土地建物の適正管理等の責務を規定するほか、ポイ捨て、不法投棄、犬のフン放置等を禁止するものです。

これらの規制については、個人のマナーやモラルに期待するだけでなく、ルールとしてみなさんに守ってもらう必要があることから、一部違反行為については改善命令を履行しない者に対して罰則を適用することとしております。

### 責務・遵守事項

空き缶、たばこ、犬猫のフン、空き地、空き家…  
ごみのない住みよいまちにしましょう！

#### ポイ捨て・不法投棄の禁止

ごみを公共の場所、他人の土地建物にポイ捨て、不法投棄してはいけません。

罰則 違反して、改善命令に従わない場合に、罰金が科される場合があります。



#### 回収設備の設置・管理

自動販売機を設置する事業者は、必要に応じて販売商品から出るごみの回収設備を販売機周辺に設置し、周囲にごみが散乱しないよう適正に管理しなければいけません。



#### 土地建物の適正管理

土地建物（空き地、空き家を含む）の所有者（占有者）は、ごみ放置、雑草樹木の繁茂、建物の倒壊・破損等により、近隣に迷惑をかけるないように適正に管理しなければなりません。

罰則 違反して、改善命令に従わない場合に、罰金が科される場合があります。



#### 犬・猫のフン放置の禁止

- ① 犬を散歩させるときは、フンの片付け用具を持ち歩かなければいけません。
- ② ペットが公共の場所、他人の土地建物にフンをしたときは飼い主が片付けて持ち帰らなければいけません。

罰則 ②に違反して、改善命令に従わない場合に、罰金が科される場合があります。

